

都道府県の債権保全に係る運用指針

平成16年7月29日

要領16第13号

改正	平成17年10月28日	要領17第41号
改正	平成18年8月22日	要領18第31号
改正	平成22年3月31日	要領21第38号
改正	平成24年3月30日	要領23第78号
改正	平成25年3月29日	要領24第52号
改正	平成25年9月30日	要領25第22号
改正	平成26年3月31日	要領25第90号
改正	平成26年11月26日	要領26第42号
改正	平成28年6月30日	要領28第13号
改正	令和元年7月12日	要領令1第19号
改正	令和3年2月12日	要領令2第93号

高度化融資に係る債権保全措置の適正化に資すること及び「経営者保証に関するガイドライン」（平成25年12月5日経営者保証に関するガイドライン研究会）（以下「経営者保証に関するガイドライン」という。）の趣旨を踏まえた対応を図ることを目的とし、都道府県が措置する債権保全の基本となる運用指針を次のとおり定める。

1 総則

債権保全については、貸付期間の長短等を考慮した事業計画・返済計画（以下「事業計画等」という。）の確実性を的確に評価し、個人・法人保証に過度に依存しない必要最小限の債権保全手段を講じるものとする。

- (1) 債権保全を必要とする場合、物的担保の徴求、金融機関（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関をいう。）保証、商工会議所若しくは商工会その他の団体の債務保証若しくは市区町村（特別区を含む。）の債務負担行為に基づく損失補償（以下「金融機関保証等」という。）又は物的担保の徴求及び金融機関保証等によることとし、当該担保の徴求のみで必要な債権保全を図ることを検討する。
- (2) 金融機関保証等を徴する場合には、原則として債権保全は金融機関保証等のみによるものとする。ただし、担保を徴求した場合であって、当該担保の徴求のみでは債権保全に不足し又は不足することが見込まれる場合には、当該不足の保全を目的として金融機関保証等を徴することができる。
- (3) 担保の徴求のみでは債権保全に不足し若しくは不足することが見込まれる場合又は徴求しうる担保がない場合であって、債務者が金融機関保証等を受けられないとき又は金融機関保証の利用を希望しないときに当該債務者が金融機関保証等に代えて個人の連帯保証（以下「個人保証」という。）又は法人の連帯保証（以

下「法人保証」という。)による債権保全を求めた場合に限り、個人保証又は法人保証を徴することができる。

2 事業計画等の確実性の検討

事業計画等の確実性については、貸付期間の長短のほか、借入金（既存の借入金を含む）の額及び返済状況並びに財務状況、運営の適正性、債務者が属する業種の動向等を踏まえて判断する。

3 担保の徴求

- (1) 債権保全を図るために必要と認められる場合、高度化貸付対象施設を物的担保として徴することができる（金融機関保証等で債権全額の保全を図る場合を除く。
- (2) (1) で徴した物的担保では債権保全に不足する場合、債務者が提供したその他の資産を物的担保に徴することができる。
- (3) 物的担保（(1) 及び(2) の物的担保をいう。以下同じ。）を徴するときは、資産の実態及び権利関係を实地調査及び登記簿謄本その他の資料により確認し、当該担保について評価を行い、債権保全上適切であることを確認するものとする。
- (4) 物的担保は、必ず登記、登録その他の方法により第三者対抗要件を具備するものとする。
- (5) 物的担保の順位は高度化貸付対象施設に対しては第一順位とする。ただし、債務者が提供したその他の資産に担保を設定する場合はこの限りではない。
- (6) 高度化貸付対象施設にかかる損害保険契約の保険金請求権に対して、質権の設定による保全を図ることができる。

4 金融機関保証等の徴求

3 (1) 及び(2) の担保の徴求に代え、金融機関保証等を徴することができるほか、当該担保の徴求では債権保全が十分ではない場合において、当該担保の徴求と併せて金融機関保証等を徴することができる。

5 連帯保証人

連帯保証人（主債務者と連帯して債務を負担する保証人をいう。以下同じ。）となる者及び人数は以下のとおりとする。

- (1) 特定中小企業団体に対する貸付けであって貸付対象が共同施設の場合
次のいずれかの方法により取り扱うこととする。
 - ① 債務者の役員又は原則として債務者の役員が役員を務める法人とし、個人及び法人の連帯保証人は、通じて2人以内（債務者の要請がある場合はこの限りではない。）とする。
 - ② 当該施設を利用する債務者の組合員等である法人若しくは個人又は当該法人の役員とし、当該組合員等ごとに個人及び法人の連帯保証人は、通じて2人以内とする。その場合の連帯保証の範囲は、6 (1) に定める範囲とする。
- (2) 特定中小企業団体に対する貸付けであって貸付対象が組合員等の占有する施設の場合

当該施設を占有する債務者の組合員等である法人若しくは個人又は当該法人の役員とし、債務者の組合員等が法人の場合における当該法人ごとの個人及び法人の連帯保証人は、通じて2人以内、債務者の組合員等が個人の場合においては当該個人のほか、当該個人と共同して事業を行う者又は当該個人の事業に現に従事している当該個人の配偶者（以下「事業経営の関係者」という。）のうち1人とする。その場合の連帯保証の範囲は、6（1）に定める範囲とする。

（3）特定中小企業団体の組合員等に対する貸付けの場合

- ① 連帯保証人が個人のみであって、債務者である組合員等が法人の場合は、当該法人の役員2人以内、債務者の組合員等が個人の場合は、事業経営の関係者のうち1人とする。
- ② 連帯保証人に法人を含む場合、債務者である組合員等が法人の場合には個人及び法人の連帯保証人は通じて2人以内、債務者の組合員等が個人の場合は、通じて1人とする。

（4）（1）～（3）以外の貸付けの場合

- ① 任意グループの構成員である法人若しくは個人又は当該法人の役員とし、法人の場合、当該法人ごとの個人及び法人の連帯保証人は、通じて2人以内、個人の場合、事業経営の関係者のうち1人以内とする。その場合の連帯保証の範囲は、6（1）に定める範囲とする。
- ② 企業組合若しくは協業組合の役員又は当該役員が役員を務める法人であって、当該組合の個人及び法人の連帯保証人は、通じて2人以内とする。
- ③ 出資会社の出資者である法人若しくは個人又は当該法人の役員であって、当該会社の個人及び法人の連帯保証人は、通じて2人以内とする。
- ④ 合併会社の役員であって、連帯保証人は、2人以内とする。

6 個人保証又は法人保証を徴求する場合の具体的対応

個人保証又は法人保証を徴求する場合の具体的対応については、以下のとおりとする。

（1）5の連帯保証の範囲は、次のとおりとする。

- ① 連帯保証の範囲の設定は、貸付時に行うことを基本とするが、当該設定をしていない既往の貸付けについては、債権保全上支障がないと認められる場合には償還の途中でその適用をすることができる。
- ② 個人保証又は法人保証それぞれの連帯保証の範囲は、「経営者保証に関するガイドライン」第5項（2）の趣旨を踏まえ、かつ、次に掲げる事項を勘案して設定する。
 - イ 共同施設については、組合員等の均等割、当該施設を利用する予定の組合員等の予想利用分量割、組合員等が占有する施設（以下「占有施設」という。）の面積割その他適切な方法により算出された組合員等毎の負担額
 - ロ 占有施設については、それぞれの施設を占有する組合員等の負担額
- ③ 償還の途中で連帯保証の範囲の適用を受ける場合には、当該連帯保証の範囲が設定されない連帯保証人の保証は解除することができる。

- (2) 連帯保証人は、貸付債権について保証する能力を有する者とし、都道府県は、連帯保証人から都道府県に対し提示を受けた資産、借入金の有無等のほか、次に掲げる状況に基づき、当該連帯保証人の適格性について確認しなければならない。
- ① 資産
 - ② 預貯金
 - ③ 借入金
 - ④ 所得
 - ⑤ 保証債務の有無及び内容
- (3) 次に掲げる者は、連帯保証人になることができない。
- ① 破産している者
 - ② 次に掲げる事態にある者
 - イ 取引先が倒産したことにより、連鎖倒産の恐れがある者
 - ロ 特別清算開始の決定があった者
 - ハ 手形交換所において、その手形交換所で手形交換を行っている金融機関が金融取引を停止する原因となる事実についての公表がこれらの金融機関に対してされている者
 - ③ ①及び②に掲げるものに準ずる事態にある者
 - ④ 既往の高度化資金の貸付けを受けていて、現在も元金、利息、違約金の償還猶予を受けている、又は延滞をしている者
 - ⑤ 既往の高度化資金の貸付けを受けていて、現在も元金、利息及び違約金の償還猶予を受けている、又は延滞をしている者の連帯保証人になっている者
 - ⑥ (2)の規定による確認の結果、本人の資産等の状況から適格性を欠くと認められた者
- (4) 個人の連帯保証を徴する場合は、必ず本人確認を行わなければならない。
- (5) 個人が連帯保証人となる場合の意思確認は、次のとおりとする。
- ① 本人との面接によるものであること。ただし、貸付けの手続きの時期の関係でやむを得ないと判断した場合は、都道府県が定める方法をもって文書によることができる。
 - ② 意思確認の文書は、本人が自署したものであること。
 - ③ 保証内容について、「経営者保証に関するガイドライン」第5項(1)の趣旨を踏まえ、丁寧かつ具体的に説明を行い、かつ、保証内容について理解したことについて本人の確認を受けたものであること。
- (6) 法人が連帯保証人となる場合の意思確認は、次のとおりとする。
- ① (5)①及び②中「本人」とあるのを「原則として代表者」に読み替えて適用する。
 - ② 法人の取締役会等において保証を行うことの承認があったことを証する書面の提出があった場合にあつては、前①によらず意思確認を行うことができる。
 - ③ ①の規定にかかわらず、連帯保証に係る契約を締結する際は、当該法人の代表者印によるものとする。
- (7) 連帯保証人の意思確認後、その確認記録は、資金が完済されるまで保存されなければならない。

7 既存貸付債権への適用

既存貸付債権への適用については、以下のとおりとする。

(1) 債務者から個人保証又は法人保証の解除を求められた場合は、都道府県の規則等及び以下の方法によるものとする。

① 債務者が正常償還先の場合

債権保全を必要としない場合又は債権保全を必要とするが、個人保証・法人保証を解除しても担保（追加の担保を含む）のみで債権の保全が図れる場合又は金融機関保証等を徴求した場合であって、当該債権の保全が図られる場合には、当該個人保証又は法人保証を解除する。

② 債務者が条件変更先又は延滞先の場合

条件変更又は延滞であることのみを理由として、個人保証又は法人保証解除の取り扱いを拒絶せず、債権保全上の必要性、債権管理コストも考慮した上で可否を判断することとし、債権残高全額につき金融機関保証等の提供がなされた場合には個人保証又は法人保証を解除する。

(2) 債務者から個人保証又は法人保証の変更を求められた場合であって次に掲げるものに該当するときは、都道府県の規則等に基づき変更することとする（新たな連帯保証人となる者が債権保全上適当と認められる場合であって、当該債務者が連帯保証人の変更に同意した場合（組合等の法人にあつては理事会又は取締役会において連帯保証人の変更を行うことを承認した場合）に限るものとし、その他の連帯保証人の同意を得るよう努めるものとする。）。

① 組合等の役員の変更等によって、役員が入れ替わった場合

② 連帯保証人が死亡した場合

③ 組合員等の法人の代表者が交代した場合

(3) 既存の保証契約の見直しにあたっては、「経営者保証に関するガイドライン」第6項(1)②及び(2)②の趣旨を踏まえ、適切に対応する。

8 他の方法による対応

本運用指針の本旨に反しない限り、高度化事業の円滑な運営に資すると認められる場合には、本運用指針に定める方法以外による債権保全策を講じることができる。

9 運用指針の運用に係る調整

本運用指針の運用について、中小企業基盤整備機構との調整の必要が生じた場合には、当機構の高度化事業部に連絡し調整を行うものとする。

10 本運用指針の適用期日

本運用指針は、平成16年7月29日より施行し、同月1日より適用する。

附 則（平成17年10月28日 要領17第41号）

本運用指針の改正は、平成17年10月28日から施行し、同月1日より適用する。

附 則（平成18年8月22日 要領18第31号）

本運用指針の改正は、平成18年8月22日から施行する。

附 則（平成22年3月31日 要領21第38号）
本運用指針の改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日 要領23第78号）
本運用指針の改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日 要領24第52号）
本運用指針の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年9月30日 要領25第22号）
本運用指針の改正は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日 要領25第90号）
本運用指針の改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年11月26日 要領26第42号）
本運用指針の改正は、平成26年11月26日から施行する。

附 則（平成28年6月30日 要領28第13号）
本運用指針の改正は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第58号）の施行の日（平成28年7月1日）から施行する。

附 則（令和元年7月12日 要領令1第19号）
本運用指針の改正は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第21号）の施行の日（令和元年7月16日）から施行する。

附 則（令和3年2月12日 要領令2第93号）
本運用指針の改正は、令和3年2月12日から施行する。